二〇四五　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　二四　289　三
二〇四六　種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件　二四　289　五
二〇四七　平成二十七年産のかばちゃに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件　二五　六
二〇四八―二〇二九　保安林の指定をする件　二五　290　七
二〇三〇―二〇三六　保安林の指定を解除する件　二五　290　二一
二〇三七―二〇三四　保安林の指定施業要件を変更する件　二五　290　二一
二〇三五　保安施設地区の指定をする件　二五　290　三六
二〇三六　粗糖の平均輸入価格等を定めた件　二六　五
○経済産業省
二〇三七　経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第二十四条第二項第一号の規定に基づき公示する件　八　八
二〇三八　遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する件　九　273　六
二〇三九　エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の一部を改正する件　一〇　275　三九
二四〇　商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された大韓民国の紋章及び印章を指定した件　一二　278　六〇
二四一　商標法第四条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された大韓民国の紋章及び印章を指定した件　一二　278　六〇
二四二　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された化学兵器の禁止のための機関の標章を指定した件　一二　278　六一
二四三　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアジア太平洋経済協力の標章を指定した件　一二　278　六一
二四四　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき、学校の認定を取り消した件　一七　七
二四五　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等の一部を改正する件　一七　282　一四
二四六　外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件　一七　282　一四
二四七　高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件　一八　七
二四八　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件　一八　七
二四九　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件　一八　七
二五〇　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件　一八　八
二五一　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件　一八　八
二五二　生産動態統計調査票の様式を定める件の一部を改正する件　一八　283　五九
二五三　輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件　一九　三
二五四　輸入貿易管理令第十四条ただし書の規定に基づく経済産業大臣が定める場合の一部を改正する件　一九　三
二五五　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第六条第一項第七号に基づき、経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び電気事業者を指定する告示の一部を改正する告示　二二　八
二五六　中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件　二四　289　五
二五七　中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく同号の業種を指定する件　二四　289　五
二五八　中小企業信用保険法第二条第五項第七号の規定に基づく金融取引の調整を指定する件　二四　289　九
二五九　経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第八条第一項に規定する指定発給機関を指定した件　二五　291　六八
○経済産業省、国土交通省、環境省
八七　フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針を定める件　一〇　275　四二
○経済産業省、環境省
一〇　温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件の一部を改正する件　五　271　一四
一一　特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件の一部を改正する件　五　271　一五
一二　温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件の一部を改正する件　五　271　一六
一三　第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を定める件　五　271　一六
○特　許　庁
一一　国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件　一〇　275　四四
一二　特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件　一　七
○国土交通省
一一〇　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　二　六